

おおくま

2013年3月15日 お知らせ版

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場総務課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)
FAX：0242-26-3794
E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp
ブログ大熊町
http://blog-okuma.jugem.jp/
大熊町公式ホームページ臨時サイト
http://www.town.okuma.fukushima.jp/

立ち入り

大川原・中屋敷地区住民の方の立ち入りルートが変更になります

富岡町の警戒区域解除に伴い、3月25日(月)午前0時より大川原・中屋敷地区住民の方の立ち入りルートが一部変更となります。

詳細については、改めてお知らせしますが、**錦台のバリケードは通行ができなくなりますのでご注意ください。**

なお、南ルートを通行する際は、防犯対策のため榎葉町役場前交差点を左折し、県道35号線(いわき浪江線)を通行するようお願いいたします。

◆大川原地区

◇南ルート

国道6号線榎葉町役場前交差点を左折し県道35号線(いわき浪江線)を北上

◇西ルート

国道288号線田村市都路町より国道399号線へ入り県道36号線(小野富岡線)を経由して県道35号線(いわき浪江線)を北上

◇北ルート

変更なし(通行証が必要です)

◆中屋敷地区

◇南ルート

国道6号線榎葉町役場前交差点を左折し県道35号線(いわき浪江線)を北上し大川原地区を経由して野上橋バリケードを通過し中屋敷地区へ(通行証が必要です)

◇西ルート

変更なし(通行証が必要です)

◇北ルート

変更なし(通行証が必要)

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
環境対策課

住宅

福島県借上げ住宅終了(退去時)の手続きについて

現在入居している借上げ住宅を退居しようとする場合は、退去の手続きとして「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

手続きの流れは、次のとおりです。

①入居者は使用終了届を作成するにあたり、入居名義人が必要事項を記入した後、貸主又

は貸主代理から確認の記名と押印をもらってください。

②記入・押印された使用終了届を郵送等で大熊町役場生活支援課まで提出してください。(FAXは不可、原本を提出してください。)

③受領した使用終了届に基づき、町から福島県・貸主・仲介業者に申し入れを行い契約の解除となります。

※原則退去予定日の1カ月前に届出が必要になりますが、近々に退去される方は、まずは電話で連絡してください。

※貸主の方が設置された附帯設備(エアコン、ガスコンロ、カーテン、照明器具、給湯器等)は、退居の際に持ち出さないようお願いいたします。

※日赤から提供されている家電については、搬出してください。

※退去時に入居者の故意または過失による損壊が退去修繕負担金で充当できない場合は、充当できない分の費用に関しては入居者の負担となります。

【お問い合わせ先】
大熊町役場会津若松出張所
生活支援課住宅支援係

高速道路

高速道路の無料措置が継続されます

平成24年4月1日より実施されていますが原発事故により避難されている方の支援について、次のとおり無料措置の期間が継続されます。

※平成26年3月31日(月)までに延長されました。

◆期間

平成25年4月1日(月)
～平成26年3月31日(月)
まで継続

◆対象インターチェンジ

福島県内の全インターチェンジ、山元IC、加須IC、桜土浦IC(加須IC、桜土浦ICは双葉町の避難者のみ)

◆対象者

警戒区域等の区域内に居住していた者、および特定避難勧奨地点の設定を受けた者

◆目的

避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動の支援

【お問い合わせ先】

ネクスコ東日本 お客さまセンター
☎0570(024)024
(ナビダイヤル・24時間受付)

国保

平成25年度国民健康保険 被保険者証の一括更新 (発送)について

現在交付している平成24年度の保険証の有効期限は、平成25年3月31日までとなっております。

このことに伴い、4月1日から使用していただく、平成25年度の保険証について、3月22日(金)に簡易書留郵便にて発送する予定です。

同じ世帯の方でも避難先住所によって送付先が違う場合がありますので、同一世帯員の保険証が届かないなどありましたら、確認はそれぞれ世帯内でおこなうようお願いいたします。

郵便局からの配達は、件数が多いため順次配達されるとの事でしたので、お手元に届くまでしばらくお待ちいただき、方が一、保険証が手元に届かない場合は、4月1日(月)以降に役場住民課国保年金係までお問い合わせください。

※簡易書留郵便とは

簡易書留郵便とは、普通郵便のように、郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受領印が必要となります。配達時にご不在の場合は、郵便局の配達員が「郵便物等お預かりのお知らせ」を置いていきますので、都合のいい日時に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取りください。

(保管期間は一週間程度)受け取り方など、詳しくは「郵便物等お預かりのお知らせ」でご確認ください。

※有効期限の切れた保険証は、4月1日以降細かく切って破棄してください。

※避難先住所不明者、転出予定者への保険証発送はいたしません。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
住民課国保年金係

説明会

平成25年度本格除染の 住民説明会を開催します

福島環境再生事務所では、平成24年度特別地域内除染実施計画書により大川原平地区の一部(28ha)を実施しておりますが、平成25年度には大川原地区、錦台地区の一部、中屋敷地区および帰還困難区域における国道288号線と県道35号線において本格除染を計画しております。

(帰還困難区域の除染は道路部のみを予定しております。)

つきましては、次の日程で除染実施地域の皆様の住民説明会を開催いたしますので、該当される方の出席をお願いいたします。

※会場の都合により、対象地区以外の方の来場はご遠慮ください。

《説明会日程等》

◆対象地区

- ・ 中屋敷地区
- ・ 大川原1区、2区

◆開催日時・場所

◇3月25日(月)

会津若松市扇町1号公園

応急仮設住宅集会所

(会津若松市扇町157-7)

・ 第1回目

午前10時～11時30分

・ 第2回目

午後1時～2時30分

◇3月26日(火)

大熊町役場いわき連絡事務所

2階会議室

(いわき市好間工業団地

1番43号)

・ 第1回目

午前10時～11時30分

・ 第2回目

午後1時～2時30分

【お問い合わせ先】

○環境省福島環境再生事務所

・ 大熊町担当

☎024(573)7438

・ 会津支所

☎0242(23)7970

○大熊町役場会津若松出張所
復興事業課

その他

日本政策金融公庫からのお知らせ

日本政策金融公庫は、創業や海外展開をお考えの皆さんに向けて、全国の支店に「サポートデスク」を設置しています。

「創業サポートデスク」では、専任の担当者が創業計画書の作成についてアドバイスさせていただくほか、創業に役立つ各種情報を提供いたします。「海外サポートデスク」では、海外の連携金融機関や公庫の海外駐在員事務所など独自のネットワークを活用した情報をご案内するほか、相談内容に応じて、「EIS」など外部の専門機関を紹介いたします。

また、創業や海外展開に関する特別な融資制度を用意し、皆さまを「情報」と「融資」の両面からバックアップしております。

詳しくはお近くの支店または事業資金相談ダイヤルへお問い合わせください。

事業資金相談ダイヤル

☎0120(154)505